

○金融庁告示第五十二号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、アールジーエー・リンシユアランス・カンパニーが日本において保険業を行うことを平成十五年十一月十九日をもって免許したので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年十一月二十八日

金融庁長官 高木 祥吉

一 外国損害保険会社等の商号、本店の所在地及び設立の年月日

商 号 アールジーエー・リンシユア

ランス・カンパニー

本店の所在地 アメリカ合衆国ミズーリ州チェ

スターフィールドティンパレー

イク・マナー・パークウェイ

三七〇

設立の年月日 千九百八十一年八月三日

二 外国損害保険会社等の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

アメリカ合衆国

三 外国損害保険会社等の日本における代表者の

氏名及び住所

氏名 中園 眞之

住所 東京都渋谷区上原三―二十八―一―C―

三〇二

四 免許の種類

外国損害保険業免許

五 外国損害保険会社等の日本における主たる店舗

東京都港区南青山二丁目一番一号 新青山ビ

ルディング東館十九階